



菊

# 税務と経営

編集 発行人  
税 理 士

三 木 泰

事務所 〒597-0071  
貝塚市加神1-11-17  
TEL 072(431)1644

11月

(霜月) November

3日・文化の日  
23日・勤労感謝の日

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	1	15 29
日	2	16 30
月	3	17
火	4	18
水	5	19
木	6	20
金	7	21
土	8	22

## 11月の税務と労務

国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日	国 税 / 3月決算法人の中間申告 12月1日
国 税 / 所得税予定納税額の減額申請 11月17日	国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 12月1日
国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 12月1日	地方税 / 個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日
国 税 / 9月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)12月1日	労 務 / 労働保険料第3期分の納付 12月1日
国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)12月1日	(労働保険事務組合委託の場合)12月14日まで)

税を考える週間 11月11日~11月17日

### ワンポイント 原告訴訟

国が原告となり、訴訟を起こすこと。滞納国税を回収するため、代表的なのが「差押債権取立請求訴訟」で、国が、滞納者の第三債務者に対する債権を差し押さえた場合、その取立権に基づき第三債務者からその債権を取り立てるために起こす民事訴訟です。滞納整理促進策として国税当局は活用しています。

# 労災 保険 の 費用徴収制度

労災保険は、原則として労働者を一人でも雇い入れた事業主を、法人、個人を問わず適用事業主とし、保険料を納付することを義務づけています。しかし、現実的には保険関係成立届を提出しない事業主が多くみられ、保険料を納付している事業主間の費用負担の公平性・均衡の確保の観点から問題視されてきました。そこで、これを解消し、併せて労働保険の適用促進を図ることを目的に、事業主からは特別の費用徴収が行われていきます（費用徴収制度という）。

- 1 故意または重大な過失により保険関係成立届を提出しない間の労災事故

事業主が故意または重大な過失

により労災保険関係成立届を提出していない期間（事業主が所定の期限までに概算保険料申告書を提出していないため、国が職権によりその事業について概算保険料の額の決定（いわゆる認定決定）をしたときは、その決定後の期間を除く）に労災事故が発生した場合、まず、被災労働者に対しては通常どおり国が保険給付を行います。一方、事業主からは、国が支給した保険給付額の全部または一部を徴収します。

この故意または重大な過失の認定は、次の基準に基づき行われ

- (1) 故意の認定

保険関係成立届のほか所定の手続きをとるよう所轄の都



道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク等から、指導（未手続き事業場の訪問または事業主等呼び出す方法などにより職員が直接指導するものに限る）を受けたにもかかわらず、一〇日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

都道府県労保連等から保険関係成立届のほか所定の手続きをとるよう勧奨されたにもかかわらず一〇日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

- (2) 重大な過失の認定

前記のような指導または加入勧奨を受けてはいるが、労災保険の適用事業主となったときから一

年を経過しても届出を行わない期間中に労災事故が発生した場合  
なお、前記の場合であっても、次のいずれかの事情が認められるときは、重大な過失としては認定されません。

雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認したために保険関係成立届を提出していなかった場合（その労働者が取締役の地位にあるなど労働者性の判断が容易でなく、事業主が誤認したことについてやむを得ない事情があると認められる場合に限る）  
本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、その事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続きをとっている場合

- (3) 費用徴収の対象となる保険給付の範囲

その事故に関し支給される保険給付（療養（補償）給付、介護（補償）給付を除く休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金、葬

祭料・葬祭給付。以下、休業（補償）給付等という）が費用徴収の対象となります。ただし、その傷病の療養開始日（即死の場合は、事故発生の日。以下同じ）の翌日から三年以内に支給事由が生じたもの（年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付）に限られます（2、3も同じ）。

#### (4) 徴収金の額

徴収金の額は、事業主の故意が認められたときは、国が被災労働者に支給した保険給付額の一〇〇％、重大な過失が認定される場合は同四〇％です。

たとえば、事業主が、故意に保険関係成立届を提出しない間に労働者が労災事故で即死し、妻と小学生の子供二人が残されたときは、遺族補償年金として給付基礎日額の二二三日分が支給されます。

給付基礎日額を一万円とした場合、年間二二三万円が六回に分けて遺族に支給されますが、事業主はその支払いのつど、その全額を国に支払わなければなりません。なお、特別支給金は遺族には支給されませんが、事業主の負担はあり

ません。

ちなみに、これらの事業主に対しては、前記の費用の徴収の他、保険関係成立届を提出した日から二年前まで遡り保険料が徴収されます。

### 2 概算保険料を納付しない間の労災事故

概算保険料のうち一般保険料を滞納中（督促状に指定する期限後の期間に限る）に労災事故が発生した場合も、前記と同様、被災労働者には通常の保険給付が行われますが、事業主はその保険給付に要した費用に滞納率を掛けた額を負担しなければなりません。ただし、概算保険料について、延納（分割納付）が認められている場合は、事故発生の日の属する期について保険料を完納していれば、その前期に保険料を滞納していても費用徴収の対象とはなりません。

なお、事業主の代理人、労災保険事務に係る代理権を授与されている人や事業主の名で保険料の納付事務を行う被用者が、保険料の納付を怠ったときには、「事業主が

保険料を納付しなかったもの」として取り扱われます。

国が保険給付を行った場合には、休業（補償）給付等のうち、督促状に指定する期限後から概算保険料完納日の前日までに支給事由が発生したものについて、給付額に滞納率（最高四〇％）を掛けた額が、支払いのつど徴収されます。

### 3 事業主の故意による業務災害

事業主が故意または重大な過失により業務災害を発生させた場合であっても、被災労働者に対しては保険給付（休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、葬祭料）が行われます。この場合の徴収金の額は、給付額に三〇％を掛けた額です。

労働保険の手続きは、下表のとおりです。添付書類につきまは、役所により異なることがありますので、予め確認したほうがよいでしょう。

## 労働保険の手続き

	一元適用事業*1及び労災保険に係る二元適用事業	一元適用事業で雇用保険のみ成立している事業及び雇用保険に係る二元適用事業*2
提出先	所轄労働基準監督署	所轄ハローワーク
様式名	① 適用事業報告 ② 保険関係成立届 ③ 労働保険概算保険料申告書	① 雇用保険適用事業所設置届 ② 被保険者資格取得届
提出期限	①遅滞なく、②保険関係成立日から10日以内、③同50日以内	事業所設置日の翌日から10日以内
添付書類	① 法人の場合は登記簿謄本等（事業所の実在、状態などがわかるもの）、個人経営の場合は代表者の住民票、② 登記上と実際の所在地が異なる場合は賃貸契約書のコピー	①、②は左欄と同じ、③労働基準監督署の受理印が押された保険関係成立届の控え、④法人設立届、事業開始等申告書等の控えなど、⑤直近の決算報告書のコピー、⑥雇用保険被保険者証、⑦労働者名簿、⑧出勤簿またはタイムカードのコピー、⑨賃金台帳、⑩短時間労働者の場合は、雇入通知書

\*1 一元適用事業とは、労災保険と雇用保険を一つの労働保険の保険関係として取り扱い、保険料の申告・納付等を一本で行うもので、二元適用事業以外の事業をいいます。  
\*2 二元適用事業とは、建設の事業など労災保険と雇用保険の保険関係、保険料の申告・納付を別々に行う事業をいいます。

## 後期高齢者医療制度の一部見直し

地域間・高齢者間の保険料格差の縮小または解消を図る目的で後期高齢者医療制度の一部見直しが行われました。具体的な変更点は、次のとおりです。

### 1 年金からの保険料控除の見直し

次のいずれかに該当する被保険者であって、特別徴収（年金から保険料を天引）の方法によって徴収するよりも普通徴収（納付書により納付）の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市区町村が認めるものについては、高齢者が、事前に市区町村に支払方法の変更を申し出ることにより口座からの振替ができるようになりました。

自己の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であって、国民健康保険の保険料を2年間滞納せずに納めていた人

その属する世帯の世帯主（子供）または配偶者の一方の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であって、申出のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額が180万円未満である人

### 2 低所得者に対する保険料の軽減措置

収入が基礎年金だけの世帯に対しては、均等割保険料が更に軽減されます。

均等割保険料の3割分を負担している高齢者のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下である人について、均等割保険料が9割まで軽減されることとなり、減額割合は、3段階（7割、5割、2割）から4段階（9割、7割、5割、2割）に変わります。

また、所得割を負担する人のうち、年金収入が153万円から211万円の人についても、所得割保険料分が軽減されることになりました。

これらの措置は、平成21年度から実施されますが、今年度においては、それまでのつなぎの措置が講じられます。

## 中小企業退職金共済制度

社外積立型退職金制度に「中小企業退職金共済制度」があります。この制度は、単独では退職金制度をもつことが困難である中小企業者を国がバックアップし、中小企業の社員の福祉の増進と雇用の安定を図ること等を目的としています。

この制度に新たに加入する事業主には、加入後4ヵ月目から1年間、国が掛金月額 $\frac{1}{2}$ （上限5千円）を助成します。掛金月額は、通常は5千円から3万円ですが、短時間労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者より短く、かつ、30時間未満である人）については、2千円、3千円、4千円の特例掛金が設けられていて、掛金月額の $\frac{1}{2}$ にさらにそれぞれ3百円、4百円、5百円が上乗せされます。また、1万8千円以下の掛金を増額する場合には、増額分の $\frac{1}{3}$ が、増額した月から1年間助成されます。

詳しくは、（独）勤労者退職金共済機構（03-3436-0151）にお問い合わせ下さい。

## 契約期間を超えて働くとき

社会保険においては、臨時に使用する人（使用関係の実体が臨時であることを行い、名目的に臨時に使用していても使用関係の実体が常用的であれば被保険者となる）はその適用が除外されます。ただし、日々雇い入れる人については一カ月を超えて、二月以内の期間を定めて使用する人については、所定の期間（雇用契約で定めた雇用期間のこと）を超え

て、引き続き使用するようになつたときには、期間終了後の翌日に被保険者資格を取得します。たとえば、所定期間三〇日の人が、三〇日を超えて引き続き同一の事業所に使用される場合は、三一日目から資格を取得することになります。つまり、三〇日の雇用契約を何度も更新するような場合は、最初に契約を更新するときから被保険者となります。